

No. 1

制 度 名	小美玉市若年世帯等住宅取得助成金	主管課名	魅力発信課	
趣旨・目的	若年世帯の転入促進及び転出を抑制し、人口減少の抑制と地域の活性化を図るため、新たに住宅を取得する若年世帯等に対し住宅取得費用の一部を助成します。			
【助成対象者】 令和 6 年 4 月 1 日以降に建物が登記され、かつ、登記時に以下の全ての要件に該当する方 ・ 若年世帯※1 又は子育て世帯※2 の方 ・ 現に助成対象住宅に居住している方 ・ 助成対象住宅の新築工事又は購入の契約者 ・ 市内に、他の住宅を所有していない方 ・ 市税等の滞納をしていない方 ※1 助成対象住宅の所有者又はその配偶者が 40 歳未満である夫婦 ※2 18 歳以下の子を有し、住居と生計を共にする世帯				
【助成対象住宅】 ・ 市内に建築された住宅又は市内に存する住宅であること ・ 自ら所有し、登記がされている住宅であること ・ 助成対象世帯員が居住している住宅であること				
【申請期限】 住宅の所有権の保存又は移転の登記日から 6 か月以内				
【助成額】				
助成金の種別		県外転入	県内転入	市内転居
基本	住宅取得助成金	40 万円	10 万円	10 万円
加算	18 歳以下の子ひとりにつき	5 万円/人	5 万円/人	-
加算	新規立地企業の雇用者※	10 万円	10 万円	-
※小美玉市産業活動の活性化及び雇用機会の創出に関する条例の規定による				
【令和 7 年度当初予算額】 17,200 千円		【補助対象想定数】 112 人		
【備考】 移住定住推進係				

No. 2

制 度 名	小美玉市いばらき出会いサポートセンター会員登録料助成	主管課名	魅力発信課
趣旨・目的	結婚を希望する独身の男女の活動を支援するため、いばらき出会いサポートセンターに入会した方に対して、入会登録料を助成します。		
【助成対象者の条件】 ・申請時において本市に住所を有し、かつ、現に婚姻をしていない方。 ・令和5年4月1日以降に入会した方で、申請時点において退会していないこと。 ・市税等の滞納がないこと。 ・小美玉市暴力団排除条例に規定する暴力団員でないこと。 【助成金の額】 ・いばらき出会いサポートセンターの入会登録料として、助成対象者1人につき11,000円を交付するものとする。 ・助成金の交付は、対象者1名につき1回限りとする。			
区分	市	受注者負担	その他
【令和7年度当初予算額】 330千円	【補助対象想定数】 30人		
【備考】 移住定住推進係			

No. 3

制 度 名	小美玉市奨学金返還支援補助金	主管課名	魅力発信課
趣旨・目的	人材確保及び定住・定職の促進を目的として、奨学金の貸与を受けて大学等を卒業し、市内に居住し市内の事業所等で働いている方又は働く見込みの方を対象に奨学金返還金の一部を支援します。		
【助成対象者】 次の要件をすべて満たす方 1. 申請時において小美玉市内に住所がある方 2. 奨学金の貸与を受けて、高等学校、高等専門学校、専修学校（専門課程）大学（短大、大学院含む）に進学し、卒業した方 3. 令和7年4月1日において30歳以下で、貸与された奨学金の返還を行っており、滞納がない方 4. 市町村(特別区を含む)税の滞納がない方 5. 他制度による奨学金の返還を対象とした助成・補助を受けていない方 6. 次のいずれかに該当する方（公務員を除く） 【対象となる奨学金】 ・小美玉市奨学資金 ・日本学生支援機構奨学金（第一種・第二種） ・茨城県奨学資金 ・母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 【申請期限】 令和8年1月30日（金）まで 【助成額】 ・申請の前年度に返済した額の2分の1の額（上限10万円/年） ・助成金の交付は、対象者1名につき1回限りとする。			
【令和7年度当初予算額】		【補助対象想定数】	
2,000 千円		20 人	
【備考】 移住定住推進係 ※必要書類は事前にお問い合わせください。			